

大阪市立環境科学研究センター業務用車の運行管理及び

検査助手の業務会計年度任用職員要綱

制定；令和6年4月1日

（目的）

第1条 この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、大阪市立環境科学研究センター業務用車の運行管理及び検査助手の業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

（任用）

第2条 会計年度任用職員の選考は、普通運転免許を有し現に運転可能な者及び Word、Excel 等基礎的な操作ができる者のうち面接により選考を行う。

2 合格者は採用候補者名簿に登録され、採用日の属する会計年度中、効力を有するものとする。

（再度の任用）

第3条 再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績を総合的に勘案して判断するものとし、2回までは再度の任用ができるものとする。

（業務内容）

第4条 会計年度任用職員は、次の業務に従事するものとする。

- （1）業務用車の運行・管理及び検査助手の業務
- （2）その他庶務業務の補助

（勤務地）

第5条 勤務地は、大阪市立環境科学研究センターとする。

（勤務時間）

第6条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間帯は次のとおりとする。

- (1) 勤務日数 週4日もしくは週5日
- (2) 勤務時間 (週4日の場合) 午前9時00分～午後5時15分
(週5日の場合) 午前9時00分～午後3時45分
を基本とする。
- (3) 休憩時間 45分

(休日)

第7条 会計年度任用職員の休日については次の通りとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178条)に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
 - (4) 月曜日から金曜日のうち本市が指定する1日
- 2 所属長は、前項の規定に関わらず、業務の性質その他の事由により同項の規定により難しいときは、休日を別に定めることができる。
- 3 所属長は、前2項の規定に関わらず、職員に対し休日に勤務することを命ずる場合には、当該休日を他の日に振り替えるものとする。
- 4 前項の規定により休日を他の日に振り替える場合には、あらかじめ、当該休日の前日から当該休日の6日前まで及び当該休日の翌日から当該休日の6日後までの期間にある日を振り替えるべき休日として指定し、勤務時間は週30時間を超えないものとする。

(報酬)

第8条 会計年度任用職員の報酬等については、「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」の定めるところによる。

(施行の細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、環境科学研究中心長が定める。

附則

この要綱は令和6年4月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。